

令和5年度 第1回 人と動物との共生推進のための連携協議会 議事録

▽日 時

令和5年7月24日(月曜日) 19:00～21:00

▽会 場

世田谷区役所 庁議室(第1庁舎5階)

▽出席者

柿沼委員、安藤委員(オンライン参加)、藤井委員、鈴木委員、田矢委員、金木委員(オンライン参加)、庄司委員、澁田委員、田中委員(オンライン参加)、向山委員(欠席:田島委員、玉野委員、田村委員、望月委員)

▽事務局

世田谷保健所副所長、世田谷保健所生活保健課長

世田谷保健所生活保健課生活保健担当

▽次 第

1 開会

2 挨拶

3 委員自己紹介

4 委員長選出

5 協議・報告事項

(1)世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン(第2次)について

(2)ふるさと納税について

(3)飼い主のいない猫の不妊・去勢手術助成の拡充について

(4)(仮)世田谷区動物連絡員制度について

(5)その他

6 閉会

▽資 料

【資料 1】 人と動物との共生推進のための連携協議会委員名簿

【資料 2】 世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン(第2次)

【資料3-1】 ふるさと納税について

【資料3-2】 ふるさと納税ポータルサイト特設ページのイメージ

【資料4-1】 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術助成の拡充について

【資料4-2】 飼い主のいない猫の譲渡助成制度概要

【資料 5】 (仮)世田谷区動物連絡員制度について

【資料 6】 令和5年度愛犬の飼育に関する実態調査アンケートまとめ

【資料 7】 世田谷区人と動物との共生推進のための連携協議会設置要綱

【参 考】 第5回 人と動物との共生推進のための連携協議会 議事録

○清水副所長

それでは皆様、定刻になりましたので、会議を開始させていただきます。本日はご多忙の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

委員長選任まで、司会を務めさせていただきます世田谷保健所副所長の清水と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、ただいまより令和5年度第1回世田谷区人と動物との共生推進のための連携協議会を開催いたします。

議事に入る前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料一覧は、お手元の次第の下の部分に記載がございます。

まず、表紙になっております次第でございます。

次に資料1といたしまして、人と動物との共生推進のための連携協議会委員名簿。

続きまして資料2として、世田谷区人と動物と調和のとれた共生推進プラン（第二次）、続いて資料3-1、ふるさと納税について。ピンク色の紙でございます。

続いて資料3-2、ふるさと納税ポータルサイトのページのイメージ。

続いて資料4-1、飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成の拡充について。

続きまして4-2飼い主ない猫の譲渡助成制度概要。こちらの方、資料4-1と一緒にクリップ止めしてございます。

続いて資料5、（仮）世田谷区動物連絡員制度について、こちら、水色の紙に印刷しております。

続いて資料6、令和5年度愛犬の飼育に関する実態調査アンケートまとめ（速報版）になります。

続いて資料7、世田谷区人と動物との共生推進のための連携協議会設置要綱。

最後でございます。参考資料として第5回と動物との共生推進のための連携協議会議事録以上の11点でございます。

不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

本日は会場に、7名、オンライン参加が3名、合計10名の委員の参加がございますので、世田谷区人と動物との共生推進のための連携協議会設置要綱第5条2項の開催要件、委員の2分の1以上の参加の条件を満たしていることをご報告させていただきます。

なお、Zoomでの参加の委員の皆様につきましては、ご自身の発言時以外はミュートにさせていただき、指名を受けてから、ミュートを解除していただいてご発言をお願いしたいと存じます。

それでは開会にあたりまして世田谷保健所長の向山よりご挨拶申し上げます。

○向山委員

委員の皆様こんばんは。

ハイブリッドということで、会場に7名、オンラインで3名ということで、先生方聞こえますでしょうか。はい。よろしくお願いたします。

世田谷区人と動物との共生の推進のため連絡協議会は、一昨年度から2年間にかけて、人と動物との相互の調和のとれた共生推進プランというものを改定しました。その背景には、様々な少子高齢化や核家族化があり、言い尽くされた言葉ですけれども、そういった中でペットは私どもに心の癒しを与え、また家族の絆を深めてくれる家族の一員となるパートナーというような位置付けられる大切な存在となってきています。

地域では、例えば高齢の方が入院されるときに、独居の終生飼養の問題が生じてきたり、或いは地域の中でも、多頭飼育の問題ですとか、様々な課題に動物行政ということ

だけではなくまさに高齢や地域福祉全体の課題とも絡みながら、地域から課題が浮上してくるようなことがございます。

ペットを飼われるかたも、コロナで増えており私どもの畜犬登録に関しても、コロナの影響を受けて、過去最高の登録となっております。

そういった様々な動向を受けて、世田谷区で、まさに人と動物との共生推進をしていくためには、一体どういう課題があり、どういったいったらいいのかということ、後程ご説明させていただきますが、プランという形でまとめさせていただいております。

職員はいろいろ検討してですね、「ともに生きる」というイラストにしているのはまさにそういった願いが込められております。

一方では具体的に先ほど申し上げた方、一つひとつの課題に関しては、解決の方向に向けて、前進させていかなければいけません。特に動物を飼わない方においてもですね、その動物との共生ということを身近に感じていただいて、それぞれの立場の方が、自助、共助、公助、といった取り組みの中で対応していくこと、このことを考えますと動物との調整についても、まさに区が目指す地域包括ケアの中の一つの重要な柱として考えていく必要があるのではないかとということで、この4月に改めて、この第二次プランのスタートを切らせていただいたところでございます。

忌憚ないご意見をいただきまして、共生社会の実現に向けて取り組んで参りたいと思っておりますので、簡単ではございますが、ご挨拶と変えさせていただき、本日はご意見をいただければと思います。

○清水副所長

ありがとうございます。

それでは連携協議会実施要綱に基づく委員に就任した皆様を名簿順にご紹介をさせていただきます。

お手元に資料1、人と動物との共生推進のための連携協議会委員名簿をご覧くださいながら、ご紹介をさせていただきます。

ご紹介しましたら、一言ご挨拶をいただければと思います。

初めに、柿沼美紀委員お願いいたします。

○柿沼委員

日本獣医師会生命科学大学の柿沼と申します。よろしくをお願いいたします。

○清水副所長

続いて藤井聖久委員お願いいたします。

○藤井委員

東京都医師会の世田谷支部の支部長をやっております、藤井と申します。

支部長は2年で1期なんですけどもまたもう1期やらせて頂くことになりましたよろしくお願ひします。

○清水副所長

続いて鈴木賢治委員。

○鈴木委員

はい世田谷区町会総連合会副会長の鈴木でございます。

また町総連の方も副会長としての任期が更新されましたので、引き続き宜しくお願いします。

○清水副所長

続いて、田谷麻弓委員。

○田矢委員

東京都動物愛護推進員もやっております、あとは世田谷の野良猫対策で、現場主義でチームSLPという団体の代表をしております田矢と申します。また、今年度もよろしくお願ひいたします。

○清水副所長

続いて本日、オンラインでご参加をさせていただいております委員の方お願いいたします。まずは、安藤孝敏委員お願いいたします。

○安藤委員

皆さんどうもこんばんは。今回は急な変更で、オンラインで参加をさせていただくようになりました。横浜国立大学の大学院の環境情報研究員というところで、主として高齢者、高齢社会にかかわるような研究、教育を勤めています。学問分野でいうと、ジェロントロジー、社会老年学という分野で研究をしておりますので、今回、この協議会参加をできて、高齢者関係ということで少し、ご協力できる範囲があるのかなと思ってます。よろしくをお願いいたします。

○清水副所長

ありがとうございます。続いてオンライン参加の金木洋子委員、お願いいたします。

○金木委員

日本動物生命尊重の会の金木と申します。昨年代表を交代し、相談役ということで、仕事をさせていただいております。また、引き続き今回もお願いいたします。

○清水副所長

ありがとうございました。東京都動物愛護相談センターの田島秀朗委員につきましては、所用によりご欠席ということを連絡頂いております。では、続いて区役所の委員についてご紹介をさせていただきます。まず、保健福祉政策部次長の庄司委員お願いします。

○庄司委員

保健福祉政策部次長の庄司と申します。この4月に配属されておりました私、福祉に馴染みがないところばかり経験しておりました、色々勉強させていただきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

○清水副所長

続いて澁田委員お願いいたします。

○澁田委員

世田谷総合支所保健福祉課長澁田でございます。保健福祉課というところは区役所の中でも、高齢者と障害者の方のサービスの導入、ご相談に乗っております、8050ですとか、ゴミ屋敷、また多頭飼育の福祉の分野での相談窓口となっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○清水副所長

向山委員お願いいたします。

○向山委員

改めまして、保健所所長の向山です。よろしくお願い申し上げます。

○清水副所長

本日、Zoomでご出席しております管理職の委員の紹介をいたします。田中保健福祉政策部長でございます。

○田中委員

はい、世田谷区役所の保健福祉政策部長しております田中と申します。私の部ではですね、民生委員ですとか、それから社会福祉協議会、高齢とか障害といったようなところに入らないようなところの人たちへの支援っていうのを中心にやっているところです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○清水副所長

なお、玉川総合支所保健福祉センター所長、玉野。総合支所地域振興課長、田村。高齢福祉部介護予防地域支援課長の望月につきましては、所用により本日欠席ということでございます。それでは続いて、4の委員長選出に参りたいと思えます。

委員長に関しましては、世田谷区人と動物との共生推進のための連携協議会設置要綱第3条2項の規定に沿って、学識経験者の方から選出させていただく形となります。

どなたかご推薦いただける方はいらっしゃいますでしょうか。

○安藤委員

私の方からよろしいでしょうか。

○清水副所長

安藤委員お願いいたします。

○安藤委員

柿沼先生が、動物のこと、動物の行政を含めて、見識が深いというふうに思いますし、この前の協議会でも委員長を務められていましたので、引き続き柿沼先生が委員長になれるのがよろしいかというふうに思って私の方から推薦をさせていただきたいというふうに思います。

○清水副所長

ありがとうございます。ただいま安藤委員からご提案をいただきましたが、いかがでしょうか。皆さま、ご承認いただけるようでありましたら、拍手をお願いいたします。

○各委員

(拍手)

○清水副所長

ありがとうございます。

それでは賛成多数と判断いたしまして委員長を柿沼委員にお願いをしたいと思います。

柿沼委員よろしいでしょうか。

○柿沼委員

はい。よろしくをお願いいたします。

○清水副所長

はい。それでは柿沼委員に委員長をお願いしたいと存じます。それでは柿沼委員長より一言ご挨拶をお願いいたします。

○柿沼委員長

前回に引き続きまして、委員長を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

今回は2年間かけてというお話が、ありましたが、コロナがあり、その後1年後には、ウクライナの戦争が始まるということで、当たり前だった日々が大きく変化した2年でした。大きく変化するということの中で、何事もきちんと取り組んでいかなければいけない、先を見据えて、考えなければいけないということを感じながら、皆さんと一緒に2年間進んできたというふうに考えております。

次世代の子供たちのためにきちんとした道筋を作らなければいけないという思いが、そういう思いを感じながらの日々になりました。今は、コロナは一段落いたしました。今度は皆さん体感されていると思いますがこの異常な温暖化、地球温暖化という地球規模のものが、これもすべて前の世代が先送りしてきた結果、私たちが今直面している問題だというふうに感じています。世田谷区においての人と動物の関係に関しては、

私たちは物事を先送りすることなく、きちんと真摯に向かって考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○清水副所長

柿沼委員長ありがとうございました。次に副委員長となりますが、世田谷区人と動物との共生推進のための連携協議会設置要綱第3条によりまして、世田谷保健所長をもって充てることとなっております。つきましては、向山委員に副委員長をお願いしたいと思います。

それでは、ここから議事進行につきましては、柿沼委員長にお願いすることといたしま

す。よろしくお願いいいたします。

○柿沼委員長

それでは、次第に従って進めさせていただきます。まず、次第5、協議報告事項です。今回は報告事項が主体となりますので、事務局から協議報告事項1から5までをまとめて報告いただいた後に、順に皆さまからご意見、ご感想を聞かせていただければと思います。では、事務局より説明をお願いいいたします。

○佐藤課長

それでは事務局からご説明させていただきます。生活保健課長の佐藤でございます。本年度もよろしくお願いいいたします。

先ほど、柿沼委員長からご説明がございましたとおり、今回は過去の協議会等を通じてご審議いただいた内容の進捗報告等が主となりますので、事務局より1から5まで続けて報告させていただき、最後にご意見をいただければと思います。

早速でございますが、協議・報告事項1、世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン第2次についてご報告させていただきます。

資料2、世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン（第二次）こちらの冊子、分厚い資料でございます。こちらをご覧ください。

令和3年12月の第1回協議会から、本年、令和5年1月の第5回協議会までにおいて改定を進めておりました本プランに関して、令和5年4月に施行となりました。改定にあたり委員の先生方には、多大なるご協力を賜り、この場をお借りし感謝申し上げます。

本プランに関しては、今後の世田谷区の動物行政の根幹となっていくと認識しております。

また、プランに関しては令和13年度までの9か年を計画期間としておりますが、その中で数値目標による進行管理を行い、策定後も継続的に中間評価や必要に応じて計画の改定を行うことも可能としております。

引き続き、委員の先生には、ご指導ご助言をいただきながら、本区の人と動物との共生推進にご協力いただけますと幸いです。

本プランに関しましては、区のホームページにおいて閲覧が可能となっているほか、現在、印刷事業者にて冊子の形で印刷しているところでございます。よろしくお願いいいたします。

続きまして、協議・報告事項の2、ふるさと納税について、に移らせていただきます。

資料が3-1ピンク色の資料になります。まず報告に入る前にふるさと納税の制度について簡単にご説明申し上げます。

ふるさと納税は、自身の選んだ自治体に対して寄附を行った場合に寄附額のうち2000円を超える部分について、住民税等から控除が受けられる制度であります。

世田谷区ではこの制度により本来であれば、区に入るはずであった住民税が、他自治体に流出しており、先日の新聞報道等にもありました通り、ふるさと納税制度により、今年度の速報値では97億円を超える財源が流出しております。その減収額は年々拡大の一途をたどっており、全庁を挙げて流出削減対策に乗り出しているところです。

動物関連施策に対してのふるさと納税については、当協議会等でも過去に猫の手術助成に関してふるさと納税を導入してはどうか、といったご提案をいただいております。報告事項1で報告させていただいた改正したプラン内でも、ふるさと納税の導入の記載もございます。

そこで本年度、動物関連施策にて世田谷区でもふるさと納税を導入すべきか、昨年度動物連絡員の制度設計に携わっていただきました委員によって、ふるさと納税の検討に関する分会を開催し、意見を伺いましたので、その結果をご報告いたします。

分会は、ピンクの資料、開催概要のとおり、令和5年5月25日木曜日に、オンラインにて開催いたしました。

分会の構成員としては、柿沼委員、藤井委員、田矢委員、金木委員がご参加いただき、田島委員は所用により欠席でした。

分会で出た意見としては、これまで2年かけてプランの改正を行ってきた中で、プラン内にもふるさと納税の寄附金の記載もあり、まずはふるさと納税を始めることが大事だと感じているといったものや、ふるさと納税を猫の助成金に使うことに関しては賛成だ。その中で助成金額の増額の検討もして欲しい。他自治体でも動物関連施策にふるさと納税は集まっているように思える。世田谷区でも積極的に活用して欲しいといった、ふるさと納税導入に前向きなご意見が多数ございました。

このような分会の委員の先生方のご意見をもとに、世田谷区のふるさと納税対策本部に、動物関連施策において、ふるさと納税を活用することに関し、応募いたしました。今後の予定スケジュールとしては、8月に発行予定の区のおしらせ「せたがや」、ふるさと納税特集号にて、動物関連施策にふるさと納税を活用することを発表し、8月よりあわせてふるさと納税の受け付けを開始いたします。

また、10月からは効果的にふるさと納税を集めるために、ふるさとチョイスというふるさと納税のポータルサイトにて、期間を設定した上で効果的にふるさと納税についてPRするというのを予定しております。

ポータルサイトでの掲載イメージは資料3-2のような形で考えております。こちらは区のほかの事業、医療的ケア児に関する事業のPRのページになりますが、動物政策に関しても同じような形での掲載を予定しております。

なお、今年度ふるさと納税で集まった寄附金に関しては、令和6年度以降に飼い主のいない猫の手術助成費用や、様々な啓発事業等に活用していくことを検討しております。具体的な活用方法に関しては、今後の連携協議会や同分会で通じて、議論をお願いできればと考えております。

また、本会議に先立ちまして外部委員の先生方には事前にヒアリングのお時間をいただきました。その中で本事業に関しても、プロジェクト名の「せたがや 動物とともにいきるまちプロジェクト」という案についてご相談をさせていただきました。

委員の皆様からは、①せたがやを後ろに持っていき、「動物とともにいきるまち せたがやプロジェクト」とする案、それから、②まちの表記を漢字表記にするといったなどがございました。これらのご意見に関して、事務局に持ち帰って検討した結果、世田谷区の事業であるといった点からせたがやを前に、また、まちの表記に関しては区の表記として、ひらがなのまちという形で使っておりますので、その原則を踏まえてプロジェクト名に関しては、「せたがや 動物とともにいきるまちプロジェクト」とさせていただきます。

先ほど、ご報告させていただきました区報日程の告知の際や、ふるさと納税サイトを用いた告知、当該事業の周知の際などに活用することを考えております。

続いて、協議・報告事項3、飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成の拡充についてのご報告をさせていただきます。資料4-1、黄緑色の資料になります。

昨年度に開催した第5回目の連携協議会にて報告させていただきました飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用助成の追加について進捗状況をご報告いたします。

1の趣旨をご覧ください。

前々回、第4回の連携協議会において、委員から飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用助成について、現行制度の助成金は、ボランティアの費用面の負担が大きい旨のご意見がございました。同様の意見が保健所にも寄せられており、それを受けて、前回の協議会において、その猫が保護猫として譲渡される場合、新たな不妊・去勢手術助成を今年度より追加する旨のご報告をさせていただいたところでございます。

当該事業に関しては、譲渡される猫に対しての制度となりますので、以降は飼い主のいない猫の譲渡助成という表現とさせていただきます。飼い主のいない猫の譲渡助成の制

度概要に関しましては資料4-2をご覧ください。

基本的には、前回の協議会にてお話させていただきました内容のとおりですが、前回、第5回目の協議会の際に、委員の先生より、譲渡の際の助成として、不妊去勢手術限定ではなく医療的な処置に対しての助成に関しても検討して欲しい旨のご意見をいただきました。

そこで飼い主のいない猫の譲渡を行う場合、不妊去勢手術の実施を条件として、ワクチン等の医療的処置も助成対象とする案を事務局として検討しました。

医学的処置として混合ワクチン、寄生虫駆除、FIV/FeLV検査（いわゆる、猫エイズと猫白血病ウイルス感染症）の検査の3項目に関して助成対象として検討しているところでございます。それに伴い、助成金額も前回ご報告させていただいた金額より増額しております。メスは3万円から上限4万円、オスに関しては、上限1万5千円から上限2万5千円へと増額した案にて検討しております。

資料に記載した例でご説明しますと、仮にメス猫で手術費用が3万円、医療的処置で1万円、計4万円が譲渡に際して発生した場合、従来ですと区から飼い主のいない猫の手術助成として1万円、申請者の自己負担が3万円となっております。それがこちらの追加的制度を利用させていただくことで譲渡する猫に関しては、メスの場合、医療的処置も含めて、4万円までは助成対象とするという形になります。

続きまして協議・報告事項の4、仮称世田谷区動物連絡員制度について。

青色の資料になります。こちらをご覧ください。

本協議会でも、以前よりご議論いただいております連絡員制度に関して、連絡員募集を開始しますのでご報告申し上げます。

募集の概要はお手元の資料の通りで、募集人数は、今年度は年度途中からの募集ということもあり、30名程度を予定しており、8月いっぱい募集します。応募資格は、記載のとおり、世田谷区内における実際の活動予定区域に3年以上在籍している満18歳以上の方、地域の実情に精通し区民が気軽に相談に行ける方、活動に必要な時間を割くことができる方、区民からの連絡及び相談に対して個人の人格を尊重し、個人に関する情報が守れる方、区が主催する連絡員勉強会を受講するとともに、区が主催する動物に関する講習会、具体的には、地域ねこセミナーですとか、犬のしつけ方教室などが該当します。

こちらを委嘱までに受講できる方、以上を条件として応募を募る形となりました。

8月1日発行の区のおしらせにて募集記事を掲載するとともに、区ホームページやSNS等各種媒体を通じて今後、募集して参ります。そのあと、区の定める研修を受講していただいた上で、令和6年1月より活動していただく予定でございます。

なお、任期は令和8年3月31日までとさせていただいておりますが、勉強会や講習会受講などの一定の条件を満たせば更新する形で考えております。

なお、前回協議会にて議論させていただきました動物連絡員の愛称に関しましては、その際に委員から出ました意見を参考に、1月より活動開始する連絡員の意見を伺い調整いたします。

最後に、協議・報告事項5、その他として、令和5年度の狂犬病予防注射のご案内の際にお願いしていた愛犬の飼育に関する実態調査アンケートの速報値が出ましたのでご報告させていただきます。

資料は資料6の冊子の通りになります。本調査に関しましては、毎年1回保健所から犬の飼い主にあてて発送させていただいております。狂犬病予防注射のお知らせに合わせて、令和4年度より実施しているものになります。速報値としましては昨年度と傾向の大きな変化はありませんでした。

今年度から世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プランについての数値目標の指標とさせていただきます項目として、「世田谷区においてペットを飼っている人と飼っていない人とが共に地域社会で安心して暮らせる生活環境が実現できていると考える場合は100点満点すると何点になりますか。」といった設問や、

本協議会の内容にも関連してくる設問として、「この1年間で地域のペットや動物のことで気になることはありますか。」といった設問を追加しております。

まず、「世田谷区においてペットを飼っていると飼っていない人がともに地域社会で安心して暮らせる生活環境が実現できていると考える場合は、100点満点とすると何点になりますか。」という設問ですが、昨年度区政モニター調査という調査にて同様の質問をし、平均点が59.8点という結果が出ました。それを令和13年度に75点に向けて上げていくという形でプランの目標数値を定めております。

区政モニターはペットを飼っていない方も含まれており、その回答になります。

また、今回は犬の飼い主に調査をしているという形になりますが、今回の調査では63.2点という結果となりました。区政モニターの調査結果とともに、今後こちらの数値でも点数をモニターしプランの進捗の指標として参ります。

○藤井委員

すみません、件数ってどこに書いてありますか。

○佐藤課長

19ページ、調査項目17と書いてあるところになります。

一番大きいボリュームゾーン70点になっております。これを平均すると63.2点となります。

目標としては、50点、60点の方を底上げして75点に向けて上げていくという形となります。

○藤井委員

この点数についての理由づけみたいなものってありますか。

○佐藤課長

選択をするだけなのでそういったものはないですね。

○藤井先生

ロコミとか、星四つで、なぜならみたいな理由があれば改善の余地があると思います。

○佐藤課長

そうですね、今後は自由記載欄を設けるなど、今後その辺は考えて参ります。

次に、「この1年で地域のペットや動物のことで気になることはありますか。」という、こちら17ページになります。

一番多いのがペットや動物への理解を進めるための取り組みが43.5%と最多でした。

次いで、飼い主のいない猫を殺処分せず、不妊去勢手術を行い、地域社会で飼育する地域ねこ活動などを支援する取り組みが26.0%、それからペットが増えすぎないように不妊・去勢手術助成が23.5%となっております。

人と動物との共生推進に関することですか、地域ねこのこと、それから不妊・去勢手術助成に対して犬の飼主からも高い関心がもたれていることが改めて確認されました。犬の飼い主においても約半数が地域ねこに関する支援や助成金を挙げていることから、犬も猫も両方飼っている人もいますし、猫のみを飼っている方もいますが、犬を飼っている方も、飼い主のいない猫対策への関心が高いことが裏付けられたものと認識しております。

取り急ぎ駆け足ではございますが、事務局からの報告とさせていただきます。

○柿沼委員長

ご報告ありがとうございます。盛りだくさん過去2年分のものそれから速報のデータ等のご説明をいただきました。ここまでの報告事項より、委員から感想やご意見等がありましたら一言お願いしたいと思います。

発言はこちらから順に確認をし、指名させていただきます。先ほどの自己紹介の順に一言ずつお願いをいたします。

それではまず、藤井委員よろしくお願ひいたします。

○藤井委員

今、いろいろ報告事項を伺って、飼い主のいない猫の譲渡助成制度概要の部分の助成金増額のところは非常に喜ばしいことかなと思います。あとは連絡制度の募集人員が30名程度ということで、どうなるかわかんないですけど、予想以上に募集が多かった場合っていうのは受け付けるのかなと。例えば、30人を超えてしまった場合はどうするのかと思ひました。

○佐藤課長

ここは多かった場合、適任の方がいらっしゃいましたら、それは30人で切らずにその方にもお願ひをする方向で考えております。

最終的には目標数は76人ということで、初年度なのでスモールスタートという様子を見ながら、というところがございます。今回、ある程度目標として30人としまして、おそらく地域の偏りなども出てくると思ひますので、その中で、全く動物連絡員がいない地域がありましたら、その地域で活動を手伝っていただくとかを考えております。

先生のご質問の30人というのはあくまでも目安というところになります。

○藤井委員

ありがとうございます。

○柿沼委員長

ありがとうございました。続いて鈴木委員よろしくお願ひいたします。

○鈴木委員

はい。私もすべてこれに目を通すことができなかつたのでなかなかはっきり答えられないんですけども、どれだけの経緯で作られたものか次からのお話しで聞かせていただきたいと思ひます。

今読んだ段階での話でございますけれども、今世田谷区動物連絡制度についてはこの応募資格④に書いてありますけれども、ここまで書く必要があるのかなという、ちょっと不勉強で申し訳ないんですけども、個人の人格を尊重しというところまでここで踏み込まないといけないのかなっていうのはちょっと確認していただいても良いかもしれせん。

個人情報についての要件は大事なことでありまして個人の人格を尊重し、というところについてはどういうふうに、僕たちはやっぱり理解していいのかと、非常に広い範囲の難しい問題だと思うんですね。

○佐藤課長

人格はもちろん尊重していただきますが、より柔らかいといひますか、人格を尊重しというよりも、もうちょっとソフトな言い方があるのかと思うので検討致します。

○鈴木委員

個人の人格を尊重するっていうことに関して、なんで人格かという点について、僕たちどう判断するかの難しさを感じるので、今ひとつの文言の表現の一部で申し訳ございませんけれども検討ください。

それからもう一つは猫の譲渡の関係ですけれども、なかなか、確かに私のそばにも、拾った猫がいますね、それがどこ行くのかわかりませんが、それを捕まえて譲渡するというまでについての具体的な実施の手段というのは、ボランティアの方々がいりとうご協力いただいて、動いていただいておりますけれども行政としてどういうふうに連携をしながらですね、解消に向けて命を救ってあげるための努力をどういう形で具体化していくのかっていうのが、これから行政の方として、課題だろうと思ひております。

○柿沼委員長

鈴木委員ありがとうございますご指摘いただいたところについては再度検討するというところでよろしいでしょうか。

では続いて田谷委員お願いいたします。

○田矢委員

はい、2点あって。ちょうどですね、まず1つが飼い主のいない猫の譲渡助成、譲渡助成っていう名前に変更になってすごくよかったなと思うんですけども。こちらには書いていない区切りが多分あると思います。要するに例えば12月に保護した後、3月までに譲渡しないとこれがもらえないという、期限がありますよね。その説明をきちっとしないと、これ使おうとする人が2年後に譲渡してもこれがもらえるというふうに勘違いしてしまうという話。で、その勘違いによって無理に保護する流れがあって今、私、東京都もそうなんですけど、保護しろ保護しろという状況に世間がなっていて、それに伴い、多頭飼育であるとか、飼えない猫をどんどん保護しちゃってね、結果、面倒が見きれない、ネグレクト状態と。最近の流れなんですね、ボランティアもみんな同じ危ない状況になりつつあって。こういうものってすごく助かって、画期的な新しい制度として喜ばしいことなんですけど、ちょっと間違えてしまうと譲渡しやすくなってしまおうという、間違った判断を犯してしまうと今でももらえない、全然人慣れしてない野良をこのお金が出るからという条件で、まさか区切りがあると思わずにフォローしてしまったり、あともう一つ、例えば区切りがあるならあるで、悪いけれども何々さんもらったって体でっていうそういうやり方をどうやって調べるのかっていう所かも、課題になると思います。要するに「ずる」ですね、ずるができる状態すごくありがたいんですけど、ぎりぎりまでもらわれない方が多いんですよ、さっき会長さんが言ってくださった通り外で生きてる触れないような猫を無理やり保護して、4ヶ月経ったらほぼほぼただもらった程にすることはできるのでそこはちょっと考えなきゃいけない。いわゆる審査課題だと思います。

これの流れによって、今後そのふるさと納税、地域猫活動において、例えば、手術代を出して、という状況に持っていく中で、今、ご存知と思うんですけど民間の中で動物基金さんみたいに無料にしてくれる組織団体、そこを見直す獣医さんってのが最近出てきて無料だから、町の野良猫問題がなくなるから、そうじゃないそれに気づいた獣医さんも出てき始めていてふるさと納税で野良猫に対しての支援、助成金どころか、ほぼほぼ手術代といたしましよとなっても、町の問題自体がなくならないというどころか苦情はあまり減らないということであれば、やはり策は、今の新しい策を作るんだったらそこをちゃんと工夫した上で、町に根付く対策が根付くかたちのものにしていって欲しいと。現状保坂さんがお困りになってるように、ふるさと納税は予算とか軸にみんなだあってそれが獣医費用も全く一緒に、みんな練馬の所に行ったり杉並の中行ったりして、現実野良猫の手術をするために。無料チケットを使って、そこでワクチンやら何やらやる。そうするとみんな外でお金使う。だから、そういうところも世田谷区内でできるような画期的な制度をみんなで考えられれば良いかと希望しております。以上です。

○柿沼委員長

申請に締め切りがあるということは明記するというところでいいですか。

○佐藤課長

そうですね。明記します。

○柿沼委員長

では次に、安藤委員よろしくをお願いいたします。

○安藤委員

はい。どうもありがとうございます。いろいろ、私は今回初めていろんなことお伺いして、少し感じたことの、お話をさせていただきます。先ほど鈴木委員がおっしゃっていた、動物連絡員のところの資格のところですかね。私もちょっとだけ文言は、気になったなというところがありました。人格というところは、鈴木委員が言っていたように、そこ

まで踏み込めないなあという。私は説明を聞いていた時に思いましたので、あわせて変更していただけるといいのかなあというふうに思いましたし、あともう1点、これはもう粗末な表現でしかないんですが、その上ですね、3番の括弧のところに、活動に必要な時間を割くことができる健康な方という、割くことができるというのちょっと何か。言い方を変えられないかな。例えば確保しできるような方とかね、そういうふうにちょっと柔い表現をしていただけるとより応募資格のところがより伝わりやすいのかなあというふうに、ちょっとだけ本当粗末な言葉遣いですが、より、多くの方々に連絡員になっていただけるといふようなことを考えると、やわらかくソフトに少し表現を変えていただけるといいのかなあというふうにちょっと思いました。

あともう1点ですが、最初のふるさと納税のところ、動物の関連行政への活用ということも、のちのち考えられているのかな。というふうに文言としては計上されているんですが、区の方はどんな動物関連行政が想定をされて、こういう表現が入っているのかなあというちょっと気になりました。

最初は当然地域猫活動ということで構わないんですが、そのあともう少しお金が入ってくればということでしょうが、その後、今度うちも関連行政の活用が想定できるのかなあということであまり気になったので、何か考えてるところがあれば、教えていただきたいなあというふうにちょっと思いましたけれども。

○柿沼委員長

ありがとうございます。何か。まだ、今後の検討というか。

○佐藤課長

今後の検討ということなのですが、例えば災害時の啓発活動ですとか、災害時に必要なものを。また、犬に関しても活動が必要と思うので、しつけ方とか啓発活動にも使っていきたいという風に考えております。まだ、これから検討になりますので 委員会の意見をお伺いしながら検討していきたいと考えています。

○安藤委員

ちょっと私の意見言わしていただける 例えば、補助犬のようなことがあまり多くの方々に認識をされていなくて、意外と入店拒否とか、まだまだいっぱいあるのかなあというふうに思っていますので、そういう補助犬の普及啓発ということも少し念頭に入れていただけると嬉しいなあというふうに思いました。以上です。どうもありがとうございました。

○柿沼委員長

それでは先ほどの資料5の文言についてはまたもう一度見直すという形で、よろしくお願いたします。

続いて金木委員よろしくお願いたします。

○金木委員

はい。動物連絡員のことで、聞き逃しかもしれませんが、上限がなくて大丈夫でしょうか。

譲渡の審査基準というのはボランティアさんで決めるということだとまちまちにならないかなと心配です。それと、勉強会に参加をするってところですが勉強会の内容は具体的にどんなことをするのかちょっと気になっています。

○佐藤課長

聞き取れたところだけの回答になりますがまず連絡員の18歳のところは、上限ではなく下限ですね。18歳以上の方、成人の方を対象にするということでもあります。上限は今のところは考えておりません。

ただ、健康な方ですとか、活動できる方っていうところはありますが、元気に活動できれば何歳以上はNGということは考えておりません。

講習の内容につきましては、例えば個人情報扱うということになりますので、個人情報についてですとか、或いは区民の方とどういう形で話をしたらいいかという、傾聴の

方法ですとかから始まり、あとは地域で、例えばえさやり等も様々な考え方で様々な方法でやっているのですけれども、近隣の方とすねトラブルを起こさないような形でのように活動すればいいかですとか、そういう形で区の施策展開ですとか、区の政策についてお話する。というようなところを内容にして、講習を考えているところです。例えば個人情報で一コマ。区の政策で1コマ。別途地域猫セミナーと犬のしつけかた教室でそれぞれ1コマなどでございます。譲渡助成については聞き取れなかったのですが。

○柿沼委員長

金木委員よろしいでしょうか。譲渡助成についてのご質問、もう一度言っていただけますか。

○金木委員

(音声聞き取れず)

○佐藤課長

今ちょっと管理端末で調整してみます。

今、ちょっとしゃべってもらってよろしいですか。すみません。

聞き取れないので後程メールか電話でお聞きしまして委員の皆様と共有するという形にしたいと思いますので。申し訳ございませんがよろしく願いいたします。

※後日金木委員への聞き取り内容は文末に記載。

○柿沼委員長

後程、事務局の方から、相談させていただくということでよろしく願いいたします。では区の内部委員の方からコメントいただきたいと思います。

澁田委員よろしく願いいたします。

○澁田委員

はい。世田谷総合支所保健福祉課澁田でございます。私どもの課は高齢者や障害者のサービス提供を行う課ですが、虐待ですとか、おうちに住めなくなって、老人福祉法で高齢者の方を保護することが、よくあるんですけれども。今までは、その方だけを保護する形が多かったのですが、長年愛犬を飼ってらっしゃると一緒に保護できる保護所はないのでやはりどっかにペットを預けなければいけないということで、その手配も一緒にするっていうことも、ケースとして増えてきたという実感があります。

あと、今の避難行動要支援者の個別避難計画というのを、区の方で今年、計画を立てているのですが、この4月と6月に砧、玉川の水害の個別避難計画を立てたところで、そこにお住まいの方の要支援者の方に、震災時避難するとしたらどこに避難するかや支援者やペットの有無というのを入れてお聞きしております。台風19号が来た時に、尾山台の小学校に、避難所開設で行ったのですけれども、一番最初に来た方が犬を連れていらっやって、次々にフェレットやウサギなどのペットを連れて来られた経験がありますので、要支援者の方も、皆さんペットお飼いになってる方が結構いらっやるのではないかと思いますので今回の調査でどれぐらいペットをお飼いになってるのかがわかると考えています。

また10月に全区で実施する、要支援者の震災時個別支援計画の調査でもペットの項目は、取ろうと思って今検討しておりますので、自宅が壊れなければ、在宅避難願いますっていうことを周知しつつも、避難所に行かなければいけない場合もありますので、どれぐらいの方がそれをご希望なさるのかっていう調査を、今後、初めて実施します。

また、まだ分析が出ましたらご報告したいと思います。以上です。

○柿沼委員長

続いて庄司委員お願いします。

○庄司委員

はい保健福祉政策次長庄司でございます。ちょっとすみません。感想になってしまうん

ですが、私世田谷区民ではないんですけれども、私が住んでるところが30Mぐらいの路地なのですが住み始めて25年くらいなのですが昔結構猫が3匹ぐらいいていわゆる地域猫っていうものだったのかなと思うんですけれどもご近所でえさやってる方もいて特に周りの方も何も言わず普通にその3匹もなついている感じだったんですけれども、そのうちだんだん多分寿命だったんでしょうね。長いこと猫全然いない状態だったんですけれども、最近になって1匹徘徊する猫を見かけるようになってなんていうか、外飼いっていうかさせている猫なのかそれとも本当に野良なのかわかんないんですけれどもあまりそういった形で私住んでるところであんまり何て言うんでしょう飼い主のいない猫をあんまり見かけないなっていうのが正直な感想で、こういった今日もご報告しました飼い主のいない猫の不妊去勢手術っていうのが進んでいるからそういうことなのかなとおもいました。それともやっぱり何か自然が失われてるから、そういうことになってくるのかなっていうのが、ちょっとどういうことかよくわからないんですが、やっぱり猫が近所にいたときに別に自分が飼っているわけではないんですけれどもそれはそれでなんか見て、見てるだけで楽しいというか、地域で育てていくそういったことが重要なんだなと今日改めて思いました。以上です。

○柿沼委員長

続いて田中委員をお願いします。

この場では本日の報告についてご意見、コメントいただくことになっております。

よろしくお願いします。

○田中委員

はい。動物連絡員制度について、ちょっと昨年度に聞いたかもしれない。同じ質問だったら、申し訳ないんですけれど。この連絡員さんの身分というか何が気になるかというのと、トラブルった時の例えばボランティア保険で対応するのか、それとも非常勤の公務員として対応するのか、何かトラブルった時でも大丈夫ですよっていうのが示せた方が、区民の方もどんどん応募していただけるかなと思ったので、その辺はどういうふうにお考えなんでしょう。あと、実費が何らかの形で出るかと思うんですけれど実費弁償みたいな考え方ってのはあるんでしょう。それをちょっと教えていただけますか。

○柿沼委員長

それでは、事務局をお願いします。

○佐藤課長

位置づけとしましてはボランティアということで考えています。ボランティア保険に関しても、ボランティア保険については区の方で用意して対応いたします。

それから、あと実費弁償というところは無く、区の方で用意するボランティア保険とあと講習会研修と、あと腕章という形での動物連絡員ということがわかるような形のものを、区でご用意いたします。

また、委員がおっしゃられたように、ボランティア保険に関して載せた方応募者の方が安心するかと思いますので、こちらの方ちょっと入れる方向で検討したいと思います。

○柿沼委員長

田中委員よろしいでしょうか。

○田中委員

はい。そうすると活動費みたいなものは特になくって持ち出しも想定していないということでよろしいですかね。

○佐藤課長

おっしゃっている持ち出しというのは、区からの持ち出しでしょうか、それともボランティアさんの持ち出しでしょうか。

○田中委員

ボランティアされる方が、どういう事態があるか私もよくわからないんですが何かあつ

たときに、例えばその連絡員の方が用意しなきゃいけないものとか例えば何か交通費がかかってしまうとか、そういったことはないっていうか区が何らかの形でカバーする、交通費がかかからないように区が聞きに行くんですかねその方のところに。ボランティアの方が、自分でお金を払って何かするみたいな実態がないっていうような想定でいいですかね。そこ確認です。

○佐藤課長

活動の予定区域として地区単位で考えています。特に、交通費がかからない、歩いたり自転車だったり、動ける場所での活動を考えております。ですので、交通費に関しては考えておりません。

あと、活動に関しましては、連絡がメイン、場合によっては、連絡と本当に簡単な相談という形で考えていますので、そちらに関しての費用も考えておりません。

○田中委員

はい、ありがとうございます。

○柿沼委員長

では本日、委員の皆様からいただいた意見等については、確認していただき、今後の動向施策に生かすように事務局でブラッシュアップをお願いいたします。

閉会の前に事務局から連絡事項があるようですので、よろしくお願ひいたします。

○清水副所長

はい。事務局より2点、連絡をさせていただきます。

本年1月に開催されました第5回、人と動物の共生推進のための連絡協議会の議事録に関しまして、本日の資料としてつけさせていただきます。前回委員であった委員の方には既にご確認いただいております内容ですが、後程ご確認いただきましてお気づきの点がございましたら事務局までご連絡をいただければと思います。

2点目といたしまして令和5年度第2回の協議会でございますが、令和5年12月頃を予定してございます。また日程調整につきましては、事務局委員の皆様にご相談をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。事務局からは以上でございます。

○柿沼委員長

ありがとうございます。本日は各協議会の運営委員の皆様ご協力いただきましてどうもありがとうございました。暑い中、お越しいただきありがとうございました。くれぐれも皆様気をつけてお帰りいただければと思います。以上をもちまして、令和5年度第1回世田谷区人と動物の共生推進のための連絡協議会を閉会いたします。委員の皆様本日はどうもどうもありがとうございました。

※当該箇所についての金木委員の後日の聞き取り内容については以下の通り

飼い主のいない猫の譲渡助成を行うにあたり、譲渡先にある程度の基準を設けたほうがよいのではないかと提案。例えば、ある程度の年齢制限や、ペット飼育が許可された物件に住んでいる事を区側も確認しても良いのではとのこと。